

太田市消防本部自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、太田市又は大泉町で開催されるスポーツ競技大会、式典、講習会その他の催しの参加者が心停止状態に陥ったときの救急救命活動に備えることを目的として、催しの主催者に対し自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しをすることについて必要な事項を定めるものとする。

（貸出し対象）

第2条 AEDの貸出しは、次の各号のいずれかに該当する催しの主催者に対して行うものとする。

- (1) 複数の者が参加し、かつ、営利を目的としないもの
- (2) その他消防長がAEDの貸出しをすることが適当と認めたもの

（貸出申請）

第3条 AEDの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、AED貸出申請書（別記様式）を貸出日の3箇月前から1週間前までに消防本部救急課又は消防署（分署を含む。）に提出し、消防長の承認を得なければならない。

（申請者の責務）

第4条 申請者は、医療従事者又は救命講習を受講した者を催しの会場に配置するよう努めるものとする。

（貸出決定等）

第5条 消防長は、第3条のAED貸出申請書が提出されたときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定するものとする。

- 2 貸出期間は、1回の申請において7日間以内とする。ただし、消防長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（貸出中の管理）

第6条 AEDの貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、AEDを常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努め、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) AEDは、取扱説明書に基づき適切に使用すること。
- (2) AEDを処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

（経費の負担）

第7条 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、利用者の負担とする。

2 AEDの電極パッドその他消耗品の更新に要する経費は、消防長が負担とするものとする。

（貸出しの停止及び返還）

第8条 消防長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを停止し、直ちに返却させることができる。

- (1) AEDを紛失し、又は破損するおそれがあるとき。
- (2) 他の者に転貸し、又は譲渡したとき。
- (3) その他消防長が必要と認めたとき。

（損害賠償）

第9条 利用者が、AEDを紛失し、又は破損したときは、現品又は金銭をもって損害を賠償しなければならない。ただし、消防長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する